

釧路市宿泊税に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市における宿泊税の導入に関する検討を行うため、釧路市宿泊税に関する懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊税の制度に関する事項
- (2) 宿泊税の使途に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか前条の目的達成に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内により組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱された年度の3月31日までとする。

(座長等)

第5条 懇談会には座長を置く。

2 座長は、市長からの指名による。

3 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

4 座長に事故のあるとき又は、欠けたときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が必要に応じ、事務局と協議の上、招集する。

2 座長は、必要があると認めたときは、懇談会に関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の公開又は非公開の決定は、座長が行う。この場合において、座長は、当該懇談会に諮り意見を聴くことができる。

(報酬)

第8条 懇談会は、委員を任命するにあたり、釧路市が支給する委員報酬について予算の範囲内において支給するものとし、その報酬基準については、この要綱に定めるところとする。

2 釧路市宿泊税に関する懇談会の委員報酬の報酬額は、釧路市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第3項及び第4項の規定を準用する。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、総合政策部都市経営課企画係が処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。